

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

五条第一項の規定に基づき発行する利付国債に付いては、額面金額で百七十九億六千八百四十万四千八百五十九円五十二銭五厘である。振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十七年四月二十日額面金額百円につき九十九円五十一銭三厘五微ト

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{31}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額の二十を乗じた金額にたし、当該国債を発行時に、又は外国法人である者が非居住者又は前記(一)の算式により算出した金額に適用を非居住者又は外国人が適用を受ける所得税

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三
払込期日	募集期間	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

の税率を乗じた金額を控除
 するところができる。
 平成十七年九月二十日
 を払出た
 とし、次の算式により算
 した
 金額を支払
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）

$$\text{償還金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十七年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行

平成十七年四月七日から平成十
 七年四月四日まで

平成十七年四月二十日